

新庁舎整備室を新設します

☎ 政策企画課 ☎049-257-4136

昭和48年に竣工した市役所本庁舎の今後の在り方について、富士見市庁舎整備検討審議会の答申や現庁舎の課題を踏まえ、庁舎の建替えを決定しました。

これに伴い、一元的に情報を集約・整理し、事業を推進するため新庁舎の整備を専門的に行う部署を新設します。

新設部署名 総務部 新庁舎整備室 (☎☎513)

場所 市役所分館3階



新しい教育委員会委員を紹介します

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9187

令和4年第1回富士見市議会定例会において、深野はるみ氏を市教育委員会委員に任命する議案が全会一致で同意されました。

深野はるみ氏

(任期：4月1日～令和8年3月31日)



市議会において、次の委員を選任する議案も全会一致で同意されました。

監査委員

鈴木弘基氏(任期：5月1日～令和8年4月30日)

公平委員会委員

五十嵐清氏(任期：4月1日～令和8年3月31日)

固定資産評価審査委員会委員

浦野真澄氏(任期：4月1日～令和7年3月31日)

富士見市職員採用試験(前期試験)

令和5年4月1日付採用

☎ 職員課 ☎☎218

【申込期間】 4月8日(金)～27日(水)正午

職種 採用予定人数	受験資格	
	学歴・必要資格など(各項目すべてに当てはまること)	生年月日
一般事務職 10人程度	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める大学卒業以上の学歴を有する方(令和5年3月卒業見込みの方を含む) 	平成6年4月2日～平成13年4月1日生まれの方
一般事務職(障がい者) 2人程度	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方 受験申込期日までに身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方 	平成4年4月2日～平成16年4月1日生まれの方
一般事務職(手話通訳) 1人	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方 手話通訳士または都道府県・政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する方 	昭和57年4月2日以降生まれの方
土木技術職 2人程度	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方 次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ▶土木関係の専門課程で専門科目を履修し卒業した方(令和5年3月資格取得見込みの方を含む) ▶1級または2級土木施工管理技士の資格を有する方 ▶技術士(建設または上下水道部門)の資格を有する方 	平成4年4月2日～平成15年4月1日生まれの方
保健師 2人程度	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方 保健師の資格を有する方(令和5年3月資格取得見込みの方を含む) 	昭和57年4月2日以降生まれの方
管理栄養士 1人	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方 管理栄養士の資格を有する方 	昭和57年4月2日以降生まれの方

申込方法 市ホームページの電子申請サービスからお申し込みください。詳しくは受験案内をご覧ください。

受験案内配布場所 市ホームページ、市役所本庁舎総合案内、職員課、各出張所・公民館・コミュニティセンター・交流センター、ピアザ☆ふじみ

注意事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、試験日などを変更する場合があります。随時、市ホームページでご確認ください。
- 前期試験を受験した方は、後期試験を受験できません。
- 採用予定人数は変更する場合があります。
- 前期試験・後期試験のいずれも採用予定日は令和5年4月1日です。



4月1日から始まります 富士見市パートナーシップ宣誓制度



☎ 人権・市民相談課 ☎271

この制度は、性的マイノリティのカップルがパートナーシップ関係にあることを市に宣誓するもので、宣誓した2人には宣誓証明書と宣誓証明カードを交付します。

法的な効力はありませんが、市ではこの制度を通じて2人のパートナーシップを尊重し、自分らしく生き生きと活躍することを応援するとともに、性の多様性に対する社会の理解促進を目指します。

宣誓方法 宣誓には予約が必要なため、4月1日(金)以降に人権・市民相談課にご連絡ください。

※必要書類など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



ゴールデンウィーク中のごみの自己搬入

☎ 環境課 ☎049-252-7100

日曜と祝日はごみの自己搬入を受け付けていません。下表を確認し、お申し込みください。
なお、ごみ集積所での収集はゴールデンウィーク中も通常どおり行います。

4 月		5 月							
29日(祝)	30日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(祝)	4日(祝)	5日(祝)	6日(金)	7日(土)	8日(日)
持込不可	※1	持込不可	※2	持込不可	持込不可	持込不可	※2	※3	持込不可

	定員	申込期間	搬入時間	搬入できるもの
※1	20人(申込順)	4月25日(月)~28日(木)	午前9時~11時30分	1回の搬入につき、次のいずれか一方のみ ●粗大ごみ ●可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ
※2	午前・午後各20人(申込順)	搬入日の1週間前~当日	午前9時~11時30分 午後1時~4時	
※3	20人(申込順)	5月2日(月)・6日(金)	午前9時~11時30分	

申込先 富士見市粗大ごみ受付センター ☎0570-001-530 (受付時間：平日午前8時30分~午後5時)



富士見市の美しい自然環境写真 コンテスト作品募集

☎ 環境課 ☎049-252-7129

市内の美しい自然環境を発信するため、応募いただいた作品の中から10点程度を選定して写真展を開催します。

詳しくは市ホームページ、または市内各公共施設に掲示するポスターをご覧ください。

対象 市内在住、在勤、在学の方

応募方法 4月15日(金)~8月15日(月)に環境課にメールで応募してください(1人2点まで)。



写真の条件

- 市内で撮影された自然風景、野草、花、野鳥、昆虫、魚など(外来生物を除く)の写真であること
- 5MB以下の未発表の作品であること



富士見市の美しい自然環境写真展

10月に予定されている富士見ふるさと祭り
で上位入賞者の表彰と入選作品の写真展を行う予定です。

また、写真展は市内公共施設でも行います。



「武者行列」参加者募集 ～ららぽーと富士見内を一周します～

☎ 水子貝塚資料館 ☎049-251-9686

市制施行50周年を記念して、武者行列を開催します。
鎧よろいを身に着け、侍あしがらや足軽あしがらになって市役所周辺やららぽーと富士見内を歩きます。

とき 5月28日(土)

午前9時30分	集合(市民総合体育館)
午後1時～2時	武者行列 (市民総合体育館～ららぽーと富士見)
午後3時30分	解散(市民総合体育館)

※雨天時は、一部内容を変更して実施します。

募集対象 小学生 10人、中学生以上 45人

※右記の応募条件をご覧ください。侍、足軽などの役割は当日決定します。

応募方法 応募用紙に記入し、4月10日(日)～24日(日)にFAX、

郵送または直接ご応募ください(応募多数の場合は抽選、当選者には後日通知)。

※市ホームページからも応募可

※応募用紙は市ホームページまたは水子貝塚資料館、難波田城資料館で配布します。



平成30年度難波田城公園まつり



応募条件

小学生	次のすべてに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> 厚紙製の子ども用の鎧を着けて、約1kmを行進できる方 市内在住 身長140cm前後
中学生以上	次のすべてに該当する方
	<ul style="list-style-type: none"> 総重量約20kgの鎧を着けて、約1kmを行進できる方 市内在住 身長150～180cm ウエスト90cm以下



市制施行50周年記念 ふじみヘルシーウォーク大会 健P

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-252-7139

初夏の一日に市内の名所などを巡りながら、ウォーキングをしませんか。

参加者には市制施行50周年記念のタオルをプレゼントするほか、歩数当てクイズ・お楽しみ抽選会もあります。

とき 5月15日(日)

午前7時30分	受付(文化の杜公園)
午前8時10分	開会式
午前8時30分	スタート

コース 文化の杜公園をスタートし、難波田城公園周辺を巡る約5kmのコース

対象 完歩できる方(市外の方も参加可)

※小学生以下は保護者同伴で可

参加費 大人 300円、中学生以下 100円(当日集金)

持ち物 飲み物、マスク、健康チェックシート

※歩きやすい服装・靴でお越しください。

共催 市、富士見市スポーツ推進委員連絡協議会

協力 富士見市スポーツ協会

申込 4月12日(火)～5月6日(金)に市ホームページまたは下表施設でお申し込みください(当日申込み不可)。



受付時間	受付施設
平日午後5時15分まで	<ul style="list-style-type: none"> 文化・スポーツ振興課 各公民館・交流センター
毎日午後9時まで	<ul style="list-style-type: none"> 市民総合体育館

荒天時、開催の可否は当日午前6時以降に市ホームページ、または午前6時30分以降に市役所(☎049-251-2711)に電話で確認できます。

健P このマークが付いた記事は、健康ライフポイント付与対象事業です。専用の歩数計などをお持ちください。



新型コロナウイルス感染症に関する支援 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

☎ 新型コロナウイルス感染症緊急生活支援対策室 ☎049-265-5098

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、対象の世帯に10万円を給付しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



住民税非課税世帯の方へ

住民税非課税世帯と見込まれる方に、順次「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を郵送しています。

確認書の提出期限

確認書は、発出日から3か月後が提出期限です。1月25日が発出日の場合は、4月25日(当日消印有効)が提出期限です。

期限を過ぎてからの受付はできませんので、早めに提出してください。

令和3年1月以降の家計急変世帯の方へ

次の対象となる方はお問い合わせください。申請書などを郵送します。

申請期限 9月30日(金)

対象

- 令和3年12月10日時点で国内に居住し、申請日時点で本市に住民票がある世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響で申請日の属する月の前月までの家計(令和3年1月以降)が急変し、同一世帯の全員が令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

住民税非課税世帯として受給した世帯は、家計急変世帯としての申請はできません。



青色照明を設置しました

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

東武鉄道(株)との協働により、市内すべての踏切と市内3駅のホームへの青色照明の設置が完了しました。青い光には人の精神を落ち着かせる高いリラックス効果があり、自殺防止につながるといわれています。

悩みや不安を抱えたときは、身近な人に相談してください。

相談しづらい、相談できる人が周りにいないときは、電話相談やSNS相談などを利用してください。



ふじみ野駅



障害者手帳アプリ「ミライロID」が 市内の施設で利用できます

☎ 障がい福祉課 ☎049-257-6114

障がいのある方の利便性を向上するため、右表の施設を利用する際に障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示すると、障害者手帳の提示と同じ障がい者割引やサービスが受けられます。



ミライロID

対象施設には、ステッカーがはつてあります。



対象施設	内容
キラリ☆ふじみ	自主事業チケット料金の割引
市民総合体育館、運動公園、第2運動公園、びん沼ミニ野球場	利用料金の免除
市内循環バス	運賃の割引
中央図書館、鶴瀬西分館、ふじみ野分館	デイジー図書・点字図書の貸出、対面朗読、本の宅配サービス



障がいのある方へ各種手当のご案内

☎ 障がい福祉課 ☎049-257-6114

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	在宅重度心身障害者手当
対象	20歳以上で在宅の身体、精神、知的障がい者で、重度の障がいにより、日常生活に常時特別の介護を要する方 ※所得により支給制限があります。	おおむね次のいずれかに該当する20歳未満の方 ・身体障害者手帳1級・2級の一部の方 ・療育手帳A相当の方 ・常時介護を要する精神障がいの方 ※所得により支給制限があります。	政令に定める程度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父母、もしくは父母にかわって児童を養育している方 ※所得により支給制限があります。	①在宅で身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級の方で市民税非課税の方 ②在宅で療育手帳Bの方で市民税非課税の方
支給月	2・5・8・11月	2・5・8・11月	4・8・11月	3・9月
手当額	月額27,300円	月額14,850円	障がいの程度により月額52,400円または34,900円	①月額5,000円 ②月額3,000円
備考	原則、所定の診断書による申請が必要です。 施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方や継続して3か月以上病院などに入院している方は受けられません。	障がいの程度により所定の診断書による申請が必要になる場合があります。 施設（グループホームなどを除く）に入所している方や障がいを支給事由とする年金を受給している方は受けられません。	児童が児童福祉施設などに入所したり、児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるようになると支給されません。	特別障害者手当・障害児福祉手当受給者や施設（グループホーム、有料老人ホームなどを除く）に入所している方、65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は受けられません。 超重症心身障がい児は、障害児福祉手当を受給していても受けられます。

4月1日から「眼の障がい」の認定基準を一部改正します

特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当は、眼の障がいの認定基準を一部改正します。

この改正により、現在手当を受けている方が、手当を受けられなくなることや、支給額が下がることはありません。

認定基準	改定内容
視力障がいの認定基準 (各手当共通)	認定基準を「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」に変更します。
視野障がいの認定基準	各手当共通 ゴールドマン型視野計のほか、自動視野計に基づく認定基準も規定します。
	特別障害者手当 ・2つの障がいで認定する場合、新たに視野障がいを認定基準として認めます。 ・3つの障がいで認定する場合、視野障がいの認定基準を変更します。 ※視覚障がい(視力障がいと視野障がい)のみでは該当となりません。
	特別児童扶養手当 ・1級の認定基準について、新たに視野障がいを規定します。 ※眼の障がいで2級の特別児童扶養手当を認定されている方は、今回の改正で等級が上がり、手当額が増額となる場合があります。増額を希望する場合は、額改定請求手続きが必要です。



後期高齢者医療被保険者で一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

☎ 保険年金課 ☎049-252-7114

10月1日(土)から、後期高齢者医療の被保険者で、下記に該当する方の医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更されます。

対象 現在の医療費の窓口負担割合が1割の方の中で、世帯内に課税所得が28万円を超える後期高齢者(以下、対象者)がいる方のうち、下記のいずれかに該当する方

【対象者が1人の場合】

「年金収入＋そのほかの合計所得金額」が200万円以上/年

【対象者が2人以上の場合】

「年金収入＋そのほかの合計所得金額」が320万円以上/年

※課税所得は、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金などの控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)です。

※そのほかの合計所得金額は、事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額です。

後期高齢者窓口負担割合コールセンター

詳しくは国が開設するコールセンターにお問い合わせください。

☎0120-002-719

受付 月～土曜午前9時～午後6時(日曜・祝日を除く)



国民年金保険料の免除制度

☎ 保険年金課 ☎317 川越年金事務所 ☎049-242-2657

学生納付特例制度

20歳になると、学生も国民年金の加入と保険料の納付が義務づけられます。保険料の納付が困難なときは「学生納付特例制度」をご利用ください。承認された期間は、保険料の納付が猶予されます。また、年金の受給額には反映されませんが、受給するための期間として算入できます。

対象 大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生(所得制限あり)

申請方法 必要書類を持参し、保険年金課で申請してください。

※郵送での申請を希望される方はお問い合わせください。

必要書類

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 基礎年金番号通知書または年金手帳
- 学生証(コピーの場合は両面)または在学証明書

※承認された期間の保険料は、10年以内であれば後から納付できます。ただし、申請年度から3年が経つと、経過した年数に応じて加算額が上乘せされます。

※申請は毎年必要です。前年度に学生納付特例が承認され、今年度も引き続き同じ学校に在学している方は、日本年金機構から送付される申請書(はがき形式)に記入し、返送してください。

※在学する学校などが変わった方や申請書が届かない方は、保険年金課で申請してください。

産前産後期間の免除制度

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして年金額へ反映されます。

対象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)

※平成31年4月(制度開始)以降が免除対象期間です。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含む)。

申請方法 必要書類を持参し、保険年金課で申請してください。出産予定日の6か月前から提出可能です。

※郵送での申請を希望される方はお問い合わせください。

必要書類

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 【出産前に申請する場合】 母子健康手帳
- 【子が別世帯の場合】 出生証明書など出産日や親子関係を明らかにする書類



ひとり親家庭の方へ～各種制度などのお知らせ～

☎ 子育て支援課 ☎049-252-7104

児童扶養手当の手当額が変わります

児童扶養手当額は、全国消費者物価指数により変動します。令和4年度は0.2%引き下げとなります。

【児童扶養手当とは】

父母の離婚、死亡などで父または母が1人で子ども（18歳になった後の最初の3月31日まで（障がいのある方は20歳未満））を育てている方、父母に代わり子どもを養育する方に支給される手当です。

本人や同居家族の所得など支給要件があります。

4月分からの手当額

子どもの人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
1人	43,070円(90円減)	43,060円(90円減)～10,160円(20円減)
2人	53,240円(110円減)	1人の場合の月額+10,160円(20円減)～5,090円(10円減)
3人以上	2人の場合の月額+1人につき6,100円(10円減)	2人の場合の月額+1人につき6,090円～3,050円(10円減)

医療費の助成制度

対象 母子家庭や父子家庭、または親のいない児童を養育している家庭

内容 子どもが18歳になった後の最初の3月31日まで（障がいのある方は20歳未満）医療費の一部を助成します。

※本人や同居家族の所得などに支給要件があります。

親の就労を支援するための助成金

対象 小学6年生までの子どもを養育するひとり親

内容 病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターなどを就労などの理由で利用した際、利用料の一部を助成します。

※本人や同居家族の所得などに支給要件があります。

※利用前に認定申請を受ける必要があります。

就業・自立支援のための給付金制度

自立支援教育訓練給付金

対象 ひとり親家庭の母、父で、児童扶養手当受給中の方または同等の所得水準の方

内容 医療事務、介護福祉士実務者研修などの資格や技能を習得するための講座を受講する際、経費の6割(上限あり)を支給します。

※受講前に、対象講座として市の指定を受ける必要があります。

高等職業訓練促進給付金

対象 ひとり親家庭の母、父で、児童扶養手当受給中の方または同等の所得水準の方

内容 看護師、介護福祉士、保育士などの資格取得を目的とする養成校で一定期間修業する場合に、修業期間(上限あり)について促進給付金を支給します。

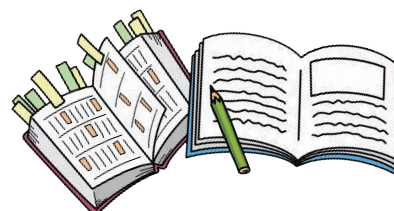
※申込みを希望する方は、事前にご相談ください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

対象 ひとり親家庭の母、父またはその子ども

内容 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。

※受講前に、対象講座として市の指定を受ける必要があります。





令和4年度富士見市就学援助費支給 ～申請受付が始まります～

☎ 学校教育課 ☎ 626

経済的な理由により教育の機会が失われることが無いよう、小中学校に就学している児童生徒の保護者の方に、教育に要する費用(学用品費、給食費、校外活動費など)の一部を援助しています。

※生活保護を受けている方、前年度に認定された方も申請が必要です。

申請期間 4月8日(金)～28日(木)

※申請は、年度途中も随時受け付けます。

対象 市に住民登録があり、小中学校に在籍しているお子さんの保護者で、次のいずれかに該当する方

- 生活保護を受けている方(修学旅行費と特定の疾病の医療費のみ支給対象)
- 経済的な理由でお子さんの小中学校就学に係る援助が必要な方

必要書類

- 就学援助費支給申請書(令和4年度用)
- マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、番号通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど)
- 【賃貸住宅の方】賃貸契約書の写し(住宅所在地・契約者・契約期間・家賃のわかるところ)
- 【世帯に身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方がいる場合】各手帳の写し

※収入のある方、世帯内のどなたの扶養にも入っていない方(16歳以上でアルバイトをしている方も含む)は全員、市・県民税の申告をしてください。

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて各学校または学校教育課に申請してください。申請書は、お子さん1人につき1枚必要です。

※申請書は4月8日(金)以降、学校または学校教育課で配布します。市ホームページからも入手できます。

※学校教育課に郵送でも申請できます。

あて先：〒354-0021富士見市大字鶴馬1873-1
富士見市教育委員会教育部学校教育課

審査結果 4月28日(木)までに申請した方の審査結果通知は、6月中に学校を通じてお知らせします。



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎ 049-252-7181
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

エスカレーターでは立ち止まろう

エスカレーターを利用する際、急いでいる人のために片側を空ける習慣がありますが、エスカレーター上で歩いたり走ったりすることはとても危険です。ほかの利用者と接触すると体のバランスを崩し、転倒や転落の原因となります。

【立ち止まっての利用が義務に】

エスカレーターの安全基準は、立ち止まって利用することを前提にしています。県では、令和3年10月1日から「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例」が施行され、エスカレーター利用の際は立ち止まって利用することが義務付けられました。

事故防止のため、利用の際は立ち止まって安全に利用しましょう。

